

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の
完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

令和 7 年 1 月 6 日

福島県双葉町長 伊 澤 史 朗

福島県双葉町議会議長 伊 藤 哲 雄

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の 完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

双葉町は、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、東日本大震災から約11年半を経て、ふるさとへの帰還・居住が可能となったが、ほとんどの町民が県内外で未だ長期の避難生活を強いられており、先の見えない不安を抱いている状況である。

また、過酷事故を起こし、30年から40年とも言われる廃炉作業が続く福島第一原子力発電所に加え、苦渋の決断の末に受け入れた中間貯蔵施設を抱えた当町は依然として極めて厳しい状況であり、町の復旧・復興の実現に向けては課題が山積している。

そのような中、所内免震重要棟の電源喪失や2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の一時中断など、廃炉作業におけるトラブルの多くは、確認作業の不足などいわゆるヒューマンエラーに起因するものであり、町内に居住している町民のみならず、避難生活を強いられている全ての町民に不安と不信を与え、深く傷付ける結果となったことは誠に遺憾であり、これから本格的に復旧・復興を果たそうとする当町にとっては、到底許容できるものではない。東京電力においては、町の復旧・復興の取組みに最大限協力するとともに、被災地域、さらには福島県全体の復興のため、事故の原因者としての責務を果たす義務がある。

原子力損害賠償については、原発事故により甚大な被害を受けている町民に対する様々な賠償に関して、今もなお、ほとんどの町民が避難生活を強いられているという町の特殊な事情を深く認識し、被害実態に即した賠償を確実に行うよう再三にわたり求めているが、その求めに真摯に応じているとは言い難いため、東京電力においては、改めて「3つの誓い」の意義を深く認識し、原子力発電所事故の原因者として責任を全うすべきである。

以上を踏まえ、改めて、特に下記の事項について、その実施を強く求める。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 安全かつ着実な廃炉の実施について

町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

また、事故後13年超が経過しており、施設の老朽化や設備の整備不良に起因する事故や災害の発生による廃炉作業の停滞はあってはならないため、計画的な安全点検を実施し、必要に応じた補修、新技術などを取り入れた設備更新に取り組むこと。

なお、上記については、廃炉作業に従事する関係者全ての共通認識とすること。

(2) 安全対策の徹底と管理体制の強化について

昨年中に発生した所内電源A系の停止や2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の中断など、現場作業に着手する際の極めて単純な確認不足が原因とされるトラブルが発生している状況は誠に遺憾であり、安全対策や管理体制が欠如していると言わざるを得ない。

安全対策の欠如によるトラブル等が発生しないよう、万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保ち最後まで責任をもって廃炉作業を貫徹すること。また、廃炉作業には数多くの人に関与している中で、協力企業任せにすることなく、東京電力が作業全体を管理、監督するという意識のもと、改めて管理体制の確認、強化を行うこと。

(3) ALPS処理水の海洋放出について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、長期間にわたる取組みであり、想定外の事態が生じることのないよう、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合や、町及び町民に風評被害が発生した場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

(4) 燃料デブリ取り出し作業について

燃料デブリの取り出し作業に当たっては、昨年11月に試験的取り出し作業が完了し、分析機関にて分析中と承知しているが、今後の作業においても想定外の事態が生じることがないように、トラブル防止と十分な安全に留意すると共に、円滑かつ着実に作業を進めること。

(5) 国内外への正確な情報発信について

廃炉作業の進捗状況や作業時におけるトラブル等の不祥事が、町民の不安や帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げとならないよう、正確でわかりやすい情報発信を通して、国内外の理解醸成に努めること。

また、当町への情報伝達にあたっては、その事象における社会的関心や周辺環境へのリスク等も踏まえ柔軟に判断し、速やかに伝達を行うこと。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料について

東京電力は、当町における被害状況を深く認識し、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間について、中間指針や同追補等によらず、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日まで賠償期間の見直しを行うこと。

(2) 商工業者に対する営業損害に係る賠償について

東京電力は、営業損害の一括賠償後の取扱いについて、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

(3) 原子力損害賠償の水平展開について

東京電力は、集団訴訟に係る最高裁判所決定や確定高裁判決、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解事例と同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介等の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。

また、原子力災害の原因者としての自覚を持って判決や和解事例を積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 双葉町内への企業立地と雇用拡充について

当町は、福島第一原子力発電所に近接した産業団地である「中野地区復興産業拠点」を有し、同拠点には双葉町産業交流センターをはじめ、町の「働く拠点」として復興の中核を担っており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、グループ企業及び協力企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組みを推進すること。

また、地元企業においては、地元の利を生かした迅速な対応が可能であることから、廃炉作業等への参入など地元との連携強化に向けた環境づくりに積極的に取り組むこと。

(2) 町内への居住促進と地域貢献について

被災12市町村で最も遅く避難指示が解除された当町は、住民の帰還率が最も低く、町の賑わい創出や復興に資するマンパワーの不足が深刻な問題となっていることから、町の復興に向け、東京電力及び協力企業も含め、社員の町内居住の促進に努めること。

また、グループ企業や協力企業も含めた町の復興への協力、特に地域イベントへの参加や地域の防犯・防災活動への参画を継続することにより、地域住民との交流促進や危機管理意識の向上につながることから、特段の配慮をもって取り組むこと。